



学校生活における
事故防止の留意点

I 学校生活における死亡事故防止の留意点

1 教育活動中の事故

(1) 体育的活動中

① 各教科

表1 体育・保健体育の授業時における死亡件数（平成16年度）

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(i) 各教科（体育・保健体育）	1 (1)	4 (3)	4 (4)	0	0	0	9 (8)
水泳	1 (1)	1					2 (1)
陸上競技		2 (2)	3 (3)				5 (5)
バレーボール		1 (1)					1 (1)
柔道			1 (1)				1 (1)

水泳（2件）	・水泳中、突然泳ぎが止まった。 ・平泳ぎの練習中、水中に沈む。	事例No.24 事例No.25
陸上（5件）	・マラソン、ランニング、長距離走の途中で突然倒れた（4件） ・ランニング終了後に突然倒れた	事例No.26、27、28、30 事例No.29
バレーボール（1件）	・練習中に突然倒れた。	事例No.31
柔道（1件）	・試合終了直後、突然倒れた。	事例No.32

☆体育・保健体育の授業時における留意点☆

ほとんどの事例は突然死とみられる場合であり、激しい運動を伴う授業の留意点は、次のとおりである。

- ① 定期健康診断でのチェック、専門医、学校医、養護教諭、家族などとの連絡を密にして、児童生徒の健康状態を把握すること。
- ② 体育授業時には、準備運動を入念に行い、安全対策を講じるようにする。
- ③ 授業当日に体の不調を訴えた児童生徒や、健康上問題のある児童生徒に対しては、授業前、授業中、授業後の健康観察を十分に行って児童生徒に対して管理と指導を行う。

(2) 特別活動

表2 特別活動時における死亡件数（平成16年度）

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(ii) 特別活動	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0	0	0	4 (4)
体育的行事（運動会・体育祭）		1 (1)	2 (2)				3 (3)
学級活動	1 (1)						1 (1)

スポーツテスト（1件）	・長距離走中に、突然倒れた。	事例No.36
運動会・体育祭（2件）	・リレー走終了後、突然意識がなくなった。（2件）	事例No.34、35
フットベースボール（1件）	・走塁中、突然倒れた。	事例No.33

☆体育的活動中の特別活動時における事故防止の留意点☆

平成16年度は、全ての事例が突然死によるものであった。体育的行事を実施する場合の健康管理に関する留意点は次のとおりである。

＜事前のチェック＞

- 安全面
 - プログラムの編成上、運動量、休憩等の配慮はされているか。
 - 所要時間、季節、天候、急激な変化がある場合の対応はどのようになっているか。
 - 日常における健康観察は十分に行われているか。
- 行事の参加
 - 健康診断

定期健康診断において、要観察、要注意、管理を要する等の子どもの行事への参加を、教職員で十分に検討し、対応について共通理解を図る。特に、管理を要する子どもについては、学校生活管理指導表に基づいて行う。
 - 健康相談

参加に対して配慮が必要な子どもは、状況に応じて、参加の可否や、見学、軽減等の対応をする。
- 前日までに
 - 指導計画は子どもの発達段階に則して立案され、無理なく作成されているか。
 - 健康状態を的確に把握しているか。
 - 必要な施設、用具、使用場所の危険はないか。
 - 事故発生時の対応、連絡方法、医療機関への移送を確認したか。
 - 危険を伴う種目について安全指導はできているか。
 - 活動に適した身なりになっているか。

＜当日のチェック＞

- 救急場所が明示され、周知されているか。
- 健康上配慮が必要な子どもの健康状態の把握をしているか。
- 見学や軽減になった子どもの対応についても、確認しているか。
- 保護者からの連絡を把握しているか。

＜事後のチェック＞

- 行事終了後の健康観察を十分に行っているか。
- 行事終了後、反省を行い、次回への申し送り事項を整理しているか。
- 行事に欠席した子どもを把握しているか。

「学校における突然死予防必携」より

(1) 課外指導

表3 課外指導における死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(iii) 課外指導	0	0	1	0	0	0	1
アメリカンフットボール			1				1

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(iii) 課外指導	0	11 (10)	10 (7)	1 (1)	0	0	22 (18)
水泳			1				1
陸上競技		1 (1)	1 (1)				2 (2)
野球		2 (2)	3 (2)	1 (1)			6 (5)
バスケットボール		2 (2)	2 (2)				4 (4)
サッカー		1 (1)					1 (1)
バレーボール		1 (1)	1 (1)				2 (2)
テニス		2 (2)					2 (2)
バドミントン		1 (1)					1 (1)
ハンドボール		1					1
柔道			1				1
体操			1 (1)				1 (1)

アメリカンフットボール (1件)	・全身の当たり合い練習中、頭痛を訴えた。	事例No.1
水泳 (1件)	・シンクロ練習中、水中に沈む。	事例No.37
陸上競技 (2件)	・100m走終了後、突然倒れた。(2件)	事例No.39、40
野球 (6件)	・打球、送球が胸に当たった。(2件)	事例No.47、49
	・タイヤ押しの練習中、突然倒れた。	事例No.46
	・ランニング中、突然倒れた。	事例No.44
	・ランニング後、突然倒れた。	事例No.45
	・坂道ダッシュの最中、突然倒れた。	事例No.48
バスケットボール (4件)	・ランニング中、突然倒れた。	事例No.53
	・ウエイトトレーニング中、突然意識不明になった。	事例No.55
	・練習直後、休憩中に突然意識を失い倒れた。	事例No.56
	・休憩後の試合再開直後、突然倒れた。	事例No.54
サッカー (1件)	・ランニング中に突然倒れた。	事例No.41
バレーボール (2件)	・ダッシュ終了直後、突然倒れた。	事例No.51
	・ゲーム練習中、突然倒れた。	事例No.52
テニス (2件)	・ランニング中、突然倒れた。(2件)	事例No.42、43
バドミントン (1件)	・ランニング直後、突然倒れた。	事例No.57
ハンドボール (1件)	・ダッシュ後の休憩中、意識がなくなった。	事例No.50
柔道 (1件)	・練習を中断し、水分補給直後に倒れた。	事例No.58
体操 (1件)	・マラソン中に突然倒れた。	事例No.38

☆体育的活動中の課外指導における事故防止の留意点☆

体育的活動中における課外指導は、ほとんどが部活動である。さまざまなスポーツで死亡事故が発生しているが、その発生状況を見ると、ランニングでの事故が非常に多くなっている。主なスポーツの種類別の留意点は、「Ⅱ 学校生活における障害事故防止の留意点」で掲載している。

(2) 体育的活動中以外

① 各教科

表4 体育的活動中以外での各教科の死亡件数 (平成16年度)

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(i) 各教科	2	1	0	0	0	0	3
理科	1						1
英語		1					1
その他	1						1

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(i) 各教科	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)	0	0	3 (3)
その他	1 (1)		1 (1)	1 (1)			3 (3)

理科 (1件)	・ものが転倒し、その下敷きになった。	事例No.3
英語 (1件)	・転倒したときに、教室の壁に頭部をぶつけた。	事例No.4
その他 (4件)	・3階教室の窓枠にまたがり、転落した。	事例No.2
	・繰り返しの嘔吐後、死亡した。	事例No.61
	・ホームルーム後、散歩から戻ってきた直後、倒れた。	事例No.60
	・保健室で休養中、胸を押さえ苦しみだした。	事例No.59

☆体育活動中以外での各教科における事故防止の留意点☆

特に毎年発生する「ものが倒れたことによる事故」と「転落による事故」を取り上げ、注意すべき留意点は次のとおりである。

○ものが倒れ死亡—①使用しない場合は、安全な場所に片付けられているか、②しっかりと安全に固定をしているか、③教室内を走り回ることの危険についての安全指導を行っているか、などの管理と指導を徹底する必要がある。

○転落による事故—①危険な施設・設備の安全点検を実施しているか、②危険な場所や箇所についての安全指導を行っているか、③日常の学校生活での行動観察を実施しているかなども留意をしなければならない。転落事故には、教室、ベランダ、階段、屋上、窓などからの転落が多く、バランスを失い階下に転落したり、無秩序な行動によるものが目立っている。教師の立場からは、まさかこんなところでと思われるような場所で災害が発生しているので徹底した管理と指導が望まれる。

② 特別活動

表5 体育的活動中以外での特別活動の死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(ii) 特別活動	1	0	0	0	0	0	1
学級活動（給食指導中）	1						1

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(ii) 特別活動	1 (1)	2 (2)	4 (4)	1	0	0	8 (7)
学級活動（給食指導中）			2 (2)				2 (2)
集团的宿泊行事		2 (2)	2 (2)	1			5 (4)
遠足	1 (1)						1 (1)

学級活動：給食指導中（3件）	<ul style="list-style-type: none"> 給食時間中、友人に刺される。 給食時間中、体調が悪くなる。 食べ物が喉に詰まる。 	事例No.5 事例No.62 事例No.63
遠足（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 遊具で遊んだ後、息遣いが荒くなり、休ませていたが、その後容態が悪化した。 	事例No.64
集团的宿行事（5件）	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊学習の朝、突然顔色が悪くなり、反応がなくなった。 体調不良を訴えた翌日の朝、意識がなくなった。 就寝後、てんかん発作が起こり意識がなくなった。 起床後、体調不良を訴え、改善されなので病院での治療を行ったが、死亡した。 海水浴中に溺れた。 	事例No.65 事例No.66 事例No.67 事例No.68 事例No.69

③ 課外指導

表6 体育的活動中以外での課外指導の死亡件数（平成16年度）

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
(iii) 課外指導	0	0	2 (1)	0	0	0	2 (1)
理科野外実習			1				1
その他（講習会）			1 (1)				1 (1)

野外実習（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 理科の野外実習中、河原の浅瀬で足をとられ溺死した。 	事例No.70
夏季課外講習（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 夏季講習中、突然倒れた。 	事例No.71

☆**体育活動中以外での特別活動・課外活動における事故防止の留意点**☆

○**給食指導中**— 3 件のうち、2 件は養護学校の給食時に発生した事故である。

- ①健康診断等では異常はなかったか。
 - ②朝の健康観察は十分行われていたか。
 - ③異常が認められた時、早く保健室に行かせたか。
- また、養護学校では、
- ①養護学校の児童生徒に関する病状については、児童生徒個人個人の病状について把握しておくこと。
 - ②児童生徒の健康状態は常に変化するものであり、健康観察には細心の注意を払って行うこと。
 - ③食事の児童生徒に対しては、常に行動を観察し、少しの異常も見逃さないこと。
 - ④食材や食材の大きさに注意すること。
 - ⑤一度に口ににする量について考えて食事をさせること、などの配慮が必要となる。

○**遠足・集団宿泊的行事**— 学校を離れての学校行事を実施する場合の留意点は次のとおりである。

- ①経路や現地における子どもの行動や交通、環境等で予想される危険の有無を調査する。
- ②救急病院等の医療機関の有無を確認する。
- ③引率者の中で救護担当責任者を決め、緊急時の連絡や対応のための体制を整備する。

2 教育活動中以外の事故

休憩時間中

表 7 休憩時間中における死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
休憩時間中	1	2	1	0	0	0	4
(i) 始業前の特定時間中	1	1					2
(ii) 休憩時間中							0
(iii) 昼食時休憩時間中			1				1
(iv) 授業終了後の特定時間中		1					1

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
休憩時間中	1	2 (2)	2 (2)	0	0	0	5 (4)
(i) 始業前の特定時間中							0
(ii) 休憩時間中	1	1 (1)					2 (1)
(iii) 昼食時休憩時間中			1 (1)				1 (1)
(iv) 授業終了後の特定時間中		1 (1)	1 (1)				2 (2)

始業前の特定時間中（2件）	・ 4階教室からあやまって転落した。 ・ 始業前の特定時間中、焼死した。	事例No.6 事例No.7
休憩時間中（2件）	・ 川に落ちた靴を取ろうとして転落した友人をたすけようとして溺死した。 ・ 教室で倒れているのを発見された。	事例No.72 事例No.73
昼食時休憩時間中（2件）	・ 倒れているのを発見された。 ・ 相手の足蹴りが頸・顎部に当たり、意識不明になった。	事例No.74 事例No.8
授業終了時の特定時間中（3件）	・ 体育後の次の授業への移動中に突然倒れた。 ・ 生活指導中、教室を出た後、4階手洗い場から転落した。 ・ 迎えに来た保護者の自動車の車中で、意識がなくなった。	事例No.76 事例No.9 事例No.75

☆**休憩時間中における事故防止の留意点**☆

休憩時間は、積極的に遊んだり、休息や次時の学習の準備や移動に充てられている。昼休みのまとまった時間は、子どもが伸び伸びと自由に過ごすことができる時間である。しかし、気持ちが開放されるとき、管理・指導の必要な子どもが運動制限を越えた遊びや活動を行うことが予想されるため、子どもの遊びや活動の状況について把握し、運動を制限したり、安全面において、特に配慮したりするなどの対応も必要となってくる。

3 通学（園）中の事故

(1) 登校中

表8 登校中における死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
登校中	0	1	3	1	0	0	5
(i) 徒歩		1	1				2
(ii) 自転車							0
(iii) 自動二輪車・原動機付自転車			1	1			2
(iv) 自動車							0
(v) 鉄道			1				1

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
登校中	0	1 (1)	4 (3)	0	0	0	5 (4)
(i) 徒歩			2 (2)				2 (2)
(ii) 自転車		1 (1)	1				2 (1)
(iii) 自動二輪車・原動機付自転車							0
(iv) 自動車							0
(v) 鉄道			1 (1)				1 (1)

徒歩（4件）	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の改札口付近の階段で、突然倒れた。事例No.77 ・登校中、突然気分が悪くなり、意識不明になった。事例No.78 ・踏み切り待ちをしていたが、時間に遅れてしまうために、慌てて遮断機をくぐったが、反対から来た列車にはねられた。事例No.11 	
自転車（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅マンションの階段から転落した。事例No.10 ・自転車で登校中、突然心臓発作が起こった。事例No.79 ・自転車で登校中、農業用水路に転落し、溺死した。事例No.80 	
自動二輪車・原動機付自転車（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク運転中、転倒した後、対向してきた大型クレーン車にはねられた。事例No.12 ・左折しようとして停車していた自動車に自らが運転するバイクが衝突し、意識不明になった。事例No.13 	
鉄道（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームでてんかん発作を起こし、転落し、列車にはねられた。事例No.14 ・列車に乗車中、突然倒れた。事例No.81 	

☆通学中（登校中）における事故防止の留意点☆

○徒歩中の事故—留意点としては、

- ①校区内に遮断機や警報機がない踏切がある場合には、鉄道会社と折衝して、必ず安全な設備とすること。
- ②信号機のある踏切では、必ず信号機の表示に従うこと。
- ③警報機が警報している間は、絶対にその踏切に入ってはならないこと。
- ④踏切の渡り方に関する安全指導を徹底して行うことなどが大切である。

○自転車による事故—用水路、側溝、川、池、湖、崖からの転落など、自転車による転落事故は多い。そのため、学校としての指導と管理を徹底する必要がある。

- ①交通法規を必ず守ること。
- ②路上での危険な行動（路上での競争、2人乗り、手放し乗り、ジグザグ乗り、並列走行など）はしないこと。
- ③下り坂のスピードを出しすぎないこと。
- ④自転車の乗り方の安全指導を徹底して行うこと。
- ⑤自転車の安全点検を常に行うことについての指導と管理が重要となる。

○自動二輪車・原付自転車による事故—留意点としては、高等学校生徒は自動車の免許取得が可能な時期に入るため、高等学校における交通安全教育の徹底が強く望まれる。また、一方では、免許取得者に対する二輪車及び四輪車の実技指導や講習会を定期的実施して、生徒に対して安全運転者として意識の高揚を図ることを徹底することが必要となる。高校生が二輪車を運転する際には、次の心構えを常に大切にしてもらいたい。

①人命の尊さを知る。②交通規則を守る。③注意力を集中する。④ゆずり合いの気持ちを持つ。⑤心身の状態を常に良好にする、⑥運転技術を過信しないなどを守ることが重要である。

運転中の留意点としては、①走行中は十分な車間距離をとること、②脇見運転をせず常に前を注視すること、③運転技術を過信しないこと、④余裕のある運転を心がけ、心身の安定を図ることが強く望まれる。

(2) 下校中

表9 下校中における死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
下校中	2	1	5	0	0	0	8
(i) 徒歩	2	1	1				4
(ii) 自転車			2				2
(iii) 自動二輪車・原動機付自転車							0
(iv) 自動車							0
(v) 鉄道			2				2

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
下校中	2 (1)	1	3 (3)	0	0	0	6 (4)
(i) 徒歩	2 (1)	1	1 (1)				4 (2)
(ii) 自転車							0
(iii) 自動二輪車・原動機付自転車							0
(iv) 自動車			1 (1)				1 (1)
(v) 鉄道			1 (1)				1 (1)

徒歩 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で登校中、気分が悪くなりしばらく休んでいたが、再び歩き始めてまもなく突然倒れた。事例No.83 ・駅構内で突然倒れた。事例No.86 ・川へ転落し、溺死した。事例No.84 ・連れ去られ、殺害された。(2件) 事例No.16、82 ・積んであった材木に登り遊んでいたが、転倒したはずみで丸太が落ちてきて下敷きになってしまった。事例No.15 ・遮断機・警報機なしの踏切を横断中、列車にはねられた。事例No.17 ・予定時刻の列車に乗るために、踏切を渡ろうとしたが、反対側から来た列車にはねられた。事例No.18 	
自転車 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車運転中、乗用車に衝突した。事例No.20 ・自転車運転中、道路下の側溝に転落した。事例No.19 	
自動車 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪くなり、保護者の迎えの自動車の車中、状態が悪化した。事例No.85 	
鉄道 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・列車に乗車中、突然倒れた。事例No.87 ・ホームから転落し、列車にはねられた。(2件) 事例No.21、22 	

☆通学中（下校中）における事故防止の留意点☆

- 徒歩による事故—下校時の留意点としては、
 - ①下校時の安全指導を徹底すること。
 - ②一人では下校しないこと。
 - ③登下校中の安全点検を実施しておくこと。
 - ④寄り道をしないで家に帰ること。
- 自転車による事故—下校時に自転車で帰宅をするときは、
 - ①自転車の交通事情はどうか。
 - ②通学路の道路環境はどうか。
 - ③部活動の帰宅時は暗い道路であり障害物が見えにくいこと。
 - ④通学路の安全点検をすること。
 - ⑤自転車通学者に対する安全指導をすることが大切である。
 - ⑥自転車通学のときは特に海、川、池などへの転落に気をつけることが必要である。
- 自動二輪車・原付自転車による事故—留意点としては、
 - ①天候の悪いときの走行の仕方を習得すること。
 - ②常に心身の状態を安定させて運転すること。
 - ③道路交通法を守って運転すること。
 - ④学校での交通安全教育を徹底して行うこと。
- 自殺者に対する心身の問題—①教師は理解していたか、②生徒に対する健康相談や健康相談活動は行われていたか、③保護者との連携がとられていたかなどに留意する必要がある。

4 保育中の事故

表10 保育中における死亡件数（平成16年度）

疾病による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
保育中						5 (4)	5 (4)

午睡中（4件） 園外保育（1件）	午睡中に意識がなくなった。（4件） 川へ転落し、溺死した。	事例88、89、90、91 事例92
---------------------	----------------------------------	-----------------------

☆保育中における事故防止の留意点☆

本年度の事例では、午睡中に発生した突然死によるものが4件であったが、幼児期に発生する事故としては、誤飲によるものと遊具遊びによるものが多い。誤飲事故は乳幼児に多発している。誤飲の原因となるものとしては、スーパーボール、硬貨、豆類、あめ類、小さな玩具類に多く発生している。乳幼児は、身近にあるものは全て口に入れる習性があるので、乳幼児の周囲には口に入れるような小さなものは絶対に置かないようにする。小さな玩具で遊ぶときには、保育者は常に監視して危険な行動をとらないように配慮する。この種の事故は、小さい乳幼児に多いので管理体制を十分に図ることが望まれる。

幼稚園・保育所における遊具に関係した事故は、非常に多くあり、死亡となるケースが多い。遊具による事故では、自由遊びの際によるもので、保育士が不在であった場合の遊具事故が圧倒的に多くなっている。多発している遊具としては、ぶらんこ、滑り台、たいこ橋、ジャングルジム、登り棒などであり、危険の予測ができず危険なことを平気で言い、また、情緒不安定な子どもが加わる子ども同士の押し合いが激しくなり、転落、衝突、接触などが起こり、頭や腹部を強く打って生命をおとす事故が多くなっている。

また、手足や衣服が挟まったまま身体を移動して指を欠損したり、首が絞まって窒息死している。

遊具遊びの留意点としては、

- ①各遊具の使い方、遊び方の安全指導をする。
- ②幼児の発達段階に応じて、遊具を一時使用禁止にしたり、取り除いたりする対策を講じる。
- ③遊具の使用について友だちとの協力をして安全を図る。
- ④どこが、どのように危険で、どうすればよいかなどを理解させる。
- ⑤危険防止や安全な使い方ができるまで繰り返しの指導をする。

遊具の事故を防止するためには、このような安全管理と安全指導を常に行うようにすることが強く望まれる。

5 寄宿舎の事故

表11 寄宿舎における死亡件数（平成16年度）

負傷による死亡	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	幼稚園	保育所	計
寄宿舎	0	0	1	0	0	0	1

帰舎後の自由時間	トレーニング中にバーベルを落とし、頸部を挟まれた。	事例No.23
----------	---------------------------	---------

☆寄宿舎での事故防止の留意点☆

寄宿舎に設置されているトレーニングルームでの事故事例である。ウエイトトレーニングを行ううえでの留意点は、①十分な準備体操を行うこと、②自分の体力に合った適正な負荷で行うこと、③必ず補助者をつけることなどである。

また、寄宿舎では、トレーニングルームの利用は必ず2名以上でなければならないなどの施設利用上のルールの遵守を徹底させる必要がある。

ウォーミングアップとクーリングダウンについて

運動前後を含む運動中の事故を未然に防ぐため、また、運動能力を十分に発揮するために、事前にウォーミングアップが必要です。

1 体温を上昇させる

運動をすることで体温や筋温（筋肉の温度）が上昇し、柔軟性がよくなります。また、関節のもつ可動域（関節の動く範囲）をその人のもつ最大限まで高めることができます。

2 適応性を高める

ウォーミングアップを行わずに高いレベルの運動をすると、心肺機能や筋肉などに大きなストレスがかかってしまいます。すぐに対応できないため、けがの原因になりやすく、これを予防する効果があります。

3 心理的な準備

ウォーミングアップを行うことで、アドレナリン量が多くなり中枢神経を刺激して、運動に対する心理的な準備が整います。

一般的な方法としては、軽いジョギングや体操のあとにストレッチング、マッサージなどを行い、その後、競技に合った軽い運動を行います。体の温度が高まってから、ストレッチングやマッサージを行うようにしましょう。

激しい運動を急に中止すると、悪心、めまい、立ちくらみなどの症状が出る場合があります。これは運動によって亢進していた各種の生理機能が安静の状態に戻る過程で、機能相互の間のバランスを失うために起こるものであり、特に自律神経のバランスの乱れが関係しています。

これを防ぐためには、激しい運動後に直ちに安静するのではなく、しばらく軽い運動を行い、高まっていた機能を徐々に安静状態に導いていく必要があります。このために行う運動をクーリングダウンといいます。

4 亢進している機能を安静状態へ

クーリングダウンの内容は、主運動の種目や激しさによっても違うので一概には言えませんが、一般的には次のような運動の組合せを、合計5分間も行えば十分でしょう。

- ① 1～2分間の軽いジョギングか歩行
- ② 下肢の柔軟体操とストレッチング
- ③ 下肢筋のマッサージ等

「学校における突然死予防必携」より

Ⅱ 学校生活における障害事故防止の留意点

1 教育活動中の事故

(1) 体育的活動中

① 野球・ソフトボール

野球・ソフトボールでの発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
ボール	自打球			3	2		5
	打球に当たる			3	27	1	31
	送球に当たる			1	8		9
バット	手放したバットが当たる		2	4	2		8
	スイングしたバットが当たる			6	2		8
人	衝突する			2	3		5
施設・用具	はさまれる			3	1		4
	ものが当たる			2	1		3
	転倒する				1		1
	衝突する				1		1
その他	当たる			1			1
合 計			2	25	48	1	76

事例No.18～24、53、97～163、416

☆野球・ソフトボールでの事故防止の留意点☆

野球・ソフトボールでは、打球に当たる、送球に当たる、捕球し損ねて顔部に当たる、選手同士が衝突する、振ったバットが当たる、飛来してきたボールなどに当たるなどの事故が多い。留意点としては①基礎的な技能の練習を十分に行ってから段階的に練習を行うこと、②易から難への練習過程をとるよう指導上の配慮をすることなどが必要である。

また、練習を通して事故と関連のある敏捷性、瞬発力、平衡性など危険予測能力や危険回避能力を高める指導も重要である。管理面においては、施設・設備や用具などについては、定期的な安全点検や使用直前の安全点検を実施するとともに、使用後のグラウンドの整備をするなどの指導が必要である。

② サッカー

サッカーでの発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
ボール	ボールが当たる		2	4	9		15
人	衝突する		1	2	5	1	9
	転倒する		1	1	1		3
	その他				1		1
施設・用具	ものが当たる			1			1
その他	ものが当たる		1	1			2
合 計			5	9	16	1	31

事例No.13～17、46、66～86、307、329、332、374

☆サッカーでの事故防止の留意点☆

サッカーの事故は、ルールを守らないで乱暴なプレーをする、練習や試合で衝突する、近距離からキックしたボールが顔面に当たる、技術の未熟さによる災害などが主な原因である。中学生、高校生と学校種別が進むにしたがって、身体的発達が著しく、体力が向上して活発な運動をするようになるとともに自分の能力以上の無理、無謀なことをすることもある。指導に当たっては児童生徒の心身の発達状態を把握し、運動の内容や方法について検討するとともに、児童生徒の行動や能力差について配慮することが必要である。管理面においては、児童生徒の健康の実態を把握するとともに、施設設備・用具の管理を徹底することが望まれる。特に、学校のグラウンドは狭いのにサッカー、野球、ソフトボール、陸上競技などが混在して練習するため、毎年多くの事故が発生しているので、グラウンド使用についての管理を厳しく行い、他の部活動との関係を配慮しなければならない。また、ゴール支柱の部分にソフトなものを巻きつけ、当たっても衝突しても事故にならないような対策を講じることが必要である。

③ ラグビー

ラグビーでの発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
人	衝突する				6		6
	転倒する				4		4
合 計			0	0	10	0	10

事例No.31、184～192

☆ラグビーでの事故防止の留意点☆

ラグビーは、手足を使って自由にプレーし、ボールを持った相手を捕えたり、倒すなど非常に身体接触を伴い、体力を要する活発な危険を伴う激しい運動のため、大きな事故、小さな事故ともに多発するスポーツである。留意すべき点としては、指導面では身体接触の激しい運動であるため粗暴なプレーになりやすい。そのため、①ルールを遵守すること、②粗暴なプレーは絶対禁止すること、③基本的な練習を十分に行うこと、④易から難の練習を行うこと、⑤生徒個々の技能、体力に配慮することの指導が重要となる。一方、管理面では、①健康診断や健康観察などによる生徒個々の健康状態の把握につとめること、②施設、設備、用具などの管理を徹底すること、③災害発生時の救急体制を確立しておくことなどの管理が重要となる。

ラグビーの死亡事故は高等学校の部活動中に多くなる。ラグビーは身体接触が多く、相手を倒すなどの激しいスポーツであるので、基礎的技術の習得とその練習に多くの時間を当て、常に技術の基本を守った練習と試合をしなければならない。また、長時間にわたる激しい運動だけに、練習時間も長くなり生徒は身体的に疲労困憊して暑さのために熱中症を発生しやすいので、常に生徒個々の健康状態の把握を怠ってはならない。また、生徒の能力以上の技術を要求して事故が発生することもよくあるので、細心の注意を払った練習が必要である。

④ バスケットボール

バスケットボールでの発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
ボール	ボールが当たる		1				1
	受けそこねる			1	1		2
人	衝突する		1	4	3		8
	転倒する		1	3	2		6
施設・用具	ものに当たる		1	1	2		4
その他	転倒する			1			1
	その他				1		1
合 計			4	10	9	0	23

事例No.27～30、169～183、305、384、390、413

☆バスケットボールでの事故防止の留意点☆

留意すべき点は、①ルールやマナーの遵守を徹底すること、②基本的練習を十分に行って危険回避能力を高めること、③練習量は過剰にならないようにすること、④オーバーワークは事故を招きやすいことなどの点について指導をする。管理面では、一般に、学校の体育館は狭いため体育館の側壁に衝突する事故やゴールの支柱に衝突する事故は毎年多く発生しているため、施設設備の安全対策を図ることが強く求められる。

⑤ バレーボール

バレーボールでの発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
ボール	ボールが当たる			1	1		2
人	転倒する			2	2		4
合 計			0	3	3	0	6

事例No.25～26、166～168、411

☆バレーボールでの事故防止の留意点☆

指導にあたっては、①基本的な技能の練習を十分に行うこと、②生徒個々にあった適切な指導をすること、③疲労の極限となるような練習は避けること、④時々、休養をとること、⑤自分の能力を過信しないこと、⑥身体の調子の悪い時は練習を休ませることなどに常に配慮することが必要である。管理すべき点としては、壁に激突する事故やネットプレー等でネットの支柱に衝突する事故も多い。ネットの準備中にワイヤーがはね返って目などにあたり事故を起こす事例もよくあるので、施設設備の安全対策を講じて安全管理の徹底が望まれる。

⑥ その他のボール運動

その他のボール運動での発生状況別（平成16年度）

種目	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
テニス			6	4		10
ドッジボール		3				3
ハンドボール		1	1			2
卓球			5			5
バドミントン			3	3	1	7
ホッケー			2	2		4
合計		4	17	9	1	31

事例No.12、32、33～36、87～96、164～165、193～203、313、338

☆その他の球技での事故防止の留意点☆

これらのボール運動の指導と管理のあり方についてみると、次のような点をあげることができる。①ルール違反をしないこと、②過度な運動はしないこと（時々休憩を取る）、③児童生徒の健康管理を行うこと、④練習中は事故にならないよう緊張感を持つこと、⑤自分の技能や能力を過信しないこと、⑥施設設備の点検と管理をよく行うこと、⑦ルールを無視して故意の行動をとらないことなどに留意する必要がある。また、それぞれの運動に合った適切な準備運動、整理運動、基礎技術練習をする、必要な知識や日常の体力づくりのためのトレーニングの実態を把握して、易から難へ、単純なものから複雑なものへの原則による指導をすることが重要である。一方、管理面においては、健康管理と施設設備の安全管理を十分に行うなどに留意すべきである。

⑦ 武道

武道での発生状況別（平成16年度）

種目	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
柔道			4	6		10
剣道			1			1
相撲			1			1
レスリング				1		1
ボクシング				1		1
空手				1		1
弓道				1		1
合計		0	6	10	0	16

事例No.37～39、204～216

☆その他の球技での事故防止の留意点☆

○柔道—柔道は、投げ技、押さえ技、絞め技、関節技を用いて争う対人競技であり、しかも相手の柔道着を握って、自由に、力いっぱい技を競うため、思わぬ所で多くの事故が発生している。柔道で多い事故をみると、・技をかけられて倒れ後頭部、顔、肘、膝などを打つ、当てる、・技の攻防中、相手の腕、脚などが当たる、・技の攻防中に腕、脚をねじる、・技の攻防中に手をつき、その体重がかかり荷重がかかるなどによる事故である。柔道の練習にあたっては、①基本的な受け身の練習を十分に行う、②易から難へ、単純か

ら複雑への技術の発達段階を配慮した指導をする、③無理な技は行わないようにする、④学年差、技能差を考慮した練習をするなど、柔道の練習で予測される危険について安全指導を行うなどが留意すべき点である。投げ技、絞め技、関節技、おさえ技などを用いて勝負を争うだけに事故も多い。投げられた者の受け身の未熟と相手の技が不正確で受け身がとりにくい場合に発生しており、基礎的な練習に多くの時間をかけ、技術の基礎を守った練習が必要である。また、指導者は、夏は柔道着は厚く、熱さがこもるため熱中症になりやすいこと、柔道は激しい運動のため、練習前、練習中、練習後の健康観察を十分に行うとともに、生徒の健康状態を常に把握して指導をする必要がある。

○空手—空手は、身体接触の激しい格闘技であり、そのため、相手の突き、拳、蹴りが、顔部、胸部、腹部などに当たる事故が多い。また、練習や試合では、動きにスピードあり、激しい身体接触のため、大きな障害になりやすい。空手の指導に当たっては、①基本動作の練習を徹底して行うこと、②技能に応じた段階別指導をすること、③新しい技の習得には反復練習を十分に行うこと、④練習時、試合時のルールは必ず守ること、⑤常に事故を起こさぬよう緊張感を持つことなどが必要である。

その他の武道でも、柔道や空手に類似した事故が発生しているので、基本的動作の練習を徹底するとともに、柔道や空手の指導を基本として安全の確保に努めるようにする。

○相撲—相撲は、古代の格闘技に源を発しており、わが国の国技となっており、全国の学校で盛んに行われている。相撲は、狭い土俵場で互いに全身の力をふりしぼって技を競うものである。従って、たくましい筋力、敏しょう性、持久力、器用さなどが要求されるとともに、精神的には、礼儀、ルールの尊重、敢闘精神、不屈の精神などが要求されるため、練習は厳しいものとなる。激しいぶつかり合いと身体接触、激しい身体活動を伴い、さらに、長時間に渡る稽古をするために突然死や熱中症などの事故が発生したり、中の大きなけががよく発生する。また、相撲の選手は肥満的傾向の生徒が多く、安全に関する健康管理と健康指導の徹底を図る必要がある。

○剣道—留意点としては、①練習前、練習中、練習後の健康観察を十分行う、②シーズンはじめには、全生徒に健康診断を受けさせ、必要に応じて健康相談を受けるなど健康管理の充実に努める、③練習計画については学校医などの指導助言を受ける、④病気の程度やけがの大小にかかわらず、いつでも指導者あるいはリーダーに届けるように指導する、⑤相談しやすい雰囲気づくりをするなどに留意する。

⑧ 体操・器械体操

体操・器械体操での発生状況別（平成16年度）

種目	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
跳箱			2	3		5
体操			1			1
マット運動			3			3
新体操				1		1
組体操			1			1
合計		0	7	4	0	11

事例No.2～9、50、61～62

☆体操・器械体操での事故防止の留意点☆

器械体操は、筋力、柔軟性、敏捷性、調整力など幅広い全身的な体力を必要とする運動である。しかも、児童生徒には、難しい技、できない技に挑戦するため器械体操による障害事故は毎年非常に多い。事故の事例をみると、一般に、・転倒（着地に失敗して、バランスを崩して、器具にひっかかりなど）、・転落（手を放してしまい、手を滑らして、十分な回転ができないため）、・衝突（勢いあまって顔、腕、脚、などを器具に当てたり、衝突をする）、・当てる（着地したときに自分の膝を口部に当てる）、・捻る（手をつきそこねる、足に荷重がかかる）などによる障害が多い。器械体操での留意点としては、①易から難への段階的指導をすること、②個人の能力に応じた指導をすること、③安易に高度な運動を取り入れないこと、④自分の能力を過信しないこと、⑤常に緊張感をもって練習することなどの安全指導の徹底が強く望まれる。安全管理面では、①跳び箱や踏み切板の固定をしっかり行うこと、②鉄棒の腐食やゆるみがないこと、③マットのたるみがないことなど設備や用具の点検と整備の配慮が必要である。

⑨ 陸上競技

陸上競技での発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別				計
		小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	
跳躍	走り高跳び	1		1		2
距離走	短距離走		1			1
	長距離走	1	2			3
投てき	砲丸投げ		1			1
その他	その他		4	2		6
合 計		2	8	3	0	13

事例No.10～11、51、63～65、344、520～525

☆陸上競技での事故防止の留意点☆

陸上競技は、走、跳、投の種目があるが、それぞれの種目で毎年事故が発生している。距離走では、転倒や施設設備への衝突による事故が多く、跳躍では、走り高跳びによる着地失敗や、支柱が倒れて当たる事故などがある。また、投てきでは、砲丸投げ・円盤投げで投げたものに当たることが多く、特に注意をする必要がある。陸上競技での留意点としては、①準備運動を十分に行うこと、②健康診断や健康観察の徹底を図ること、③児童生徒の能力に応じた練習や指導をすること、④指導計画や指導方法についての検討をしておくこと、などが必要である。また、安全管理面では、①練習前に練習場の整備と安全点検を実施すること、②投てき競技の安全な場所を設定すること、③跳躍競技の支柱の安定と着地マットの安全を確保すること、④走るコースの整備と点検を行うことは重要な事項であるといえる。

⑩ 水泳

水泳での発生状況別（平成16年度）

事故		学校種別				計
		小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	
プール	飛び込み		1			1
プールサイド	転倒する		1			1
その他	転倒する	1				1
合 計		1	2	0	0	3

事例No.1、59～60

☆水泳での事故防止の留意点☆

水の中での事故であるため、死を招く大きな災害を引き起こすことが多い。留意点としては、健康診断の結果の活用、健康相談や健康観察による最近の健康状態の把握、泳力の個人差について、十分に知ることが大切である。そのためには、養護教諭の専門的な立場から個人カードを作成して適切な配慮をしていくことが望まれる。また、準備運動を十分に行わなかったり、基礎的な練習をしないでいきなり飛び込んだり、プールサイドを駆け出して衝突・転倒するケースもよく見られる。特に、水泳事故で注意しなければならないことは、飛び込んだときにプールの底部に頭部を打つことであり、この事故によって毎年大きな災害が発生している。この種の事故では、身体的に著しい障害を残し、常に介護を要するような重い障害を残すからである。指導計画の作成に当たっては、①準備運動の重視、②水中での運動時間の検討、③泳力別指導区域の明示、④飛び込み場所の指定、⑤健康診断の実施など安全確保のための留意事項を明確にして、徹底する必要がある。

留意点としては、①指導教師がいたのか、②綿密な活動計画が作成されていたのか、③生徒の監視方法など活動中の生徒の管理が十分に行われていたのか、④入水前の準備運動は十分に行われていたのか、⑤入水前の部員の健康観察は十分に行われていたのか、⑥潜水に対する適切な指導、監督を行うことが必要ではなかったのか、などに配慮すべきである。

⑪ 自転車・その他

自転車・その他での発生状況別（平成16年度）

事故	学校種別					計
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校		
自転車	衝突する			1		1
	はさまれる			1		1
その他（体育：鬼ごっこ）	衝突する	1				1
その他（体育：見学中）	転落する		1			1
その他（体育：片付け）	はさまれる		1			1
その他（体育：風船バレーボール）	転倒する		1			1
その他（体育：創作ダンス練習）	ものが当たる		1			1
その他（体育：肩車競争）	衝突する			1		1
合 計		1	4	3		8

事例No.40～44、217～219

☆その他の事故防止の留意点☆

特に、小学校での遊具・体育用具での事故、けんか、ごっこ遊び、球技での遊び、ふざけてなどで多く発生している。この発達段階では、身体的にも、精神的にも、社会的にも成人から比較すると低いこと、自己中心的な行動が多いこと、注意力が散漫であること、気分によって行動をとること、好奇心が強いこと、危険な行動をすぐまねることなどの特性があるため、この種の事故が多く発生している。留意点としては、①遊びについての安全指導をする、②遊具の使用の仕方についてルールを決める、③児童生徒の遊びの行動観察をする、④精神的に安定感をもった状態で運動や遊びができるようにする、⑤体力や運動能力の実態を把握しておく、⑥運動や遊びに適した服装をさせる、⑦特異な問題のある児童に対しては個人の能力に応じた指導をする、⑧禁止行為についてしっかり確認させる指導なども不可欠である。幼稚園・保育所、小学校低学年では、遊具による事故が毎年多く発生しているが、①遊具による遊びでは必ず指導者がつくようにする、②幼児、児童の体力や技能を把握しておく、③幼児、児童の能力以上のことを要求しない、④無理な課題で競争をさせない、⑤無気力、注意力散漫にならないようにする、⑥情緒の不安定にならないようにする、⑦危険な行動はとらないようにする、などの安全指導が必要である。また、管理上の面では、①運動場や遊び場の整備を常に行うこと、②遊具の定期点検と日常点検を実施することも重要である。

⑫ 運動会・体育祭種目

体育的行事（運動会・体育祭種目）での発生状況別（平成16年度）

行事種目	学校種別					計
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校		
運動会・体育祭	転倒する（倒れる）		3	2		5
	スイングしたバットが当たる			1		1
	ものが当たる			1		1
	その他			1		1
球技大会	手放したバットが当たる			1		1
	衝突する			2		2
その他	転倒する	1	1			2
	打球が当たる		1			1
合 計		1	5	8	0	14

事例No.47～58、522～523

☆体育的行事（運動会・体育祭など）での事故防止の留意点☆

運動会や体育祭で実施される種目で、大きな事故を起こす個人種目は、徒競走であり、団体種目としては、組体操、むかで競争・39人40脚、棒引き競争、騎馬戦などである。これらの種目を行う場合の留意すべき点としては、①運動に適した服装をすること、②実施場所の安全点検をする、③施設用具の安全を確保する、④運動を行う場合の危険と安全な行動について十分指導をする、⑤準備運動を十分に行うこと、である。また、基礎となる技術を重視し、指導をして安全性を高めること、自動性との発達段階に応じた指導をすることなどに配慮することが重要である。

(2) 体育的活動中以外の事故

① 理科

理科の活動での発生状況別（平成16年度）

行事種目		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
授業中	ものが当たる		2				2
自習中	首を圧迫される			1			1
実験中	やけどする		1	2			3
	ものが当たる			2			2
合 計			3	5	0	0	8

事例No.230～237

☆理科での事故防止の留意点☆

本事例のように、理科ではガラス器具、薬物、アルコールランプなどの危険なものを扱うことが多いため、多くの事故が発生している。このほか、理科の授業では野外学習、野外観察、飼育栽培の中でも事故が発生することがよくあるので注意が必要である。管理面の留意点としては、器具・薬品・学習環境の整備を徹底する。指導面の留意点としては、児童生徒に実験の手順をよく理解させること、薬物などの取扱いについて正しく理解させること、正確に実験を行うことができるよう指導すること、実験に関する安全指導を十分にを行うことが強く望まれる。

野外学習、野外活動、飼育栽培についても、実験と同様に管理方法を身につけるとともに、安全指導を行って事故防止に努めなければならない。

② 図画工作、技術・家庭、職業教育活動

図画工作、技術・家庭、工業での発生状況別（平成16年度）

行事種目		学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
図工	ガラスで手を切る		1				1
	ものが当たる		1				1
技術	指を挟まれる			1			1
	ものが当たる			1			1
家庭科	やけどする		1				1
	椅子から落ちる			1			1
その他	指を切断する				5		5
	指を挟まれる					1	1
合 計			3	3	5	1	12

事例No.225～228、238～245

☆図画工作、技術・家庭科での事故防止の留意点☆

これらの災害の大部分は実習・作業行動の不適切と、安全管理の不備によるものである。指導上の留意点としては、①危険と安全の指導を徹底すること、②実習と作業の基本的な事項を十分に理解させること、③児童生徒が積極的に実習・作業に取り組むこと、④慣れにより集中力、注意力が散漫にならないこと、⑤児童生徒が勝手な判断によって実習や作業をしないこと、⑥児童生徒に実習や作業の内容をよく理解させること、⑦児童生徒の行動特性をよく理解をすること、などの点に配慮が必要である。管理上の留意点としては、①施設・設備の安全点検を徹底すること、②安全標識やセフティーゾーンを設置すること、③実習・作業に適した服装をさせること、④実習や作業は教師が立ち会わないときは使用しないようにすること、⑤実習や作業終了後には清掃をすること、⑥使用した用具や機材などは整理、整頓をすることなどを図ることが重要である。

家庭科における事故の事例では、裁縫中での針やはさみによる事故、調理中に熱湯や包丁による事故がよくあるので、児童生徒の実態把握、学習環境の整備と点検、児童生徒の管理について配慮しなければならない。

③ 清掃、給食指導中、集团的宿泊行事

学級活動（ホームルーム・給食指導中・清掃）・集团的宿泊行事での発生状況別（平成16年度）

事故	学校種別					計
	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校		
学級活動	ホームルーム	2				2
	給食指導中	5	2			7
	清掃	5	8			13
集团的 宿泊行事	修学旅行	1	2	1		4
	その他	1	2	1		4
合 計		14	14	2	0	30

事例No.254～275、283～290

☆清掃、給食指導中、集团的宿泊行事での事故防止の留意点☆

○清掃中—清掃中の事故では、・ぬれた床に滑り転倒する、・掃除用具につまずく・追いかげっこなどで人と衝突する、・清掃用具が当たる、・施設等に衝突をする・清掃中にけんかをするなどによるものである。清掃活動時における事故の大半は、清掃活動以外の遊びをしているときや清掃用具を目的以外に使用した場合であり、しかも教師が付き添っていなかった時が災害発生の原因となっている。清掃活動は、特に教師の目がとどかない場合が多いので、事前に清掃時の安全指導の徹底を図るとともに、清掃時の安全な行動のとり方、安全な用具の使用の仕方については、特に念の入った指導が必要といえる。

また、清掃中の事故で、窓・ひさし・屋上からの転落、階段やベランダなど高所からの転落事故は毎年多くある。留意点としては、①正しい清掃の仕方について指導がなされていたか、②清掃時の安全指導がなされていたか、③清掃場所の潜在危険のチェックと管理はできていたか、④校舎の施設等の安全対策について、徹底した管理が必要ではなかったか、などの指導が必要である。また、清掃時のほうきやモップなど清掃用具による事故は、毎年多く発生しており、児童生徒に対する指導は不可欠である。留意点としては、①清掃作業の手順、方法、分担などについて計画を立てて実施しているか、②作業中にふざけたり、遊びながら仕事をしたりすることのないよう日常の指導が適切に行われていたか、③教師は時々巡視して生徒に対する指導をしているか、④清掃作業に対する安全指導は、事前に徹底していたのか、などをあげることができる。

○集团的宿泊行事—集团的宿泊行事による事故は、原因をみると、・転倒する、・つまずく、・ものが当たる、・転落する、・衝突するなどである。これらの事例から留意すべき点としては、①学校行事の指導計画を綿密に立案すること、②健康診断、健康観察の徹底を図ること、③学校行事に適した服装をさせること、④大きい荷物は転倒しやすいこと、⑤事前踏査をして安全の確認をすること、⑥危険な行為、行動、立入禁止地域などについて安全指導を徹底すること、⑦宿舎での生活のしかたなどについて指導をすることが重要となる。

○給食指導中—給食指導中の事故では、特に、小学生は、身体的な面の発達は十分ではなく、また、精神的な面でも未発達な面が多いため、重いものを持ったり、熱いものを持ったりすることによって転倒したり、つまずいたりして事故が発生している。給食時の安全指導を十分に行い、安全な行動がとれるようにすることが強く望まれる。

2 休憩時間中の事故

休憩時間中での発生状況別（平成16年度）

事故	学校種別	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計
始業前の 特定時間	ものが当たる	1	2			3
	ものに当たる	1				1
	転倒する	2				2
	衝突する	3				3
	転落する	1				1
休憩時間中	ものが当たる	7	1	1		9
	ものに当たる	2	1			3
	転倒する	9	2	1		12
	衝突する	5	3	1		9
	指を切断する	1				1
	挟まれる	3	1			4
	やけどする	1				1
	その他	9	4			13
昼食時 休憩時間中	ものが当たる	2	3	1		6
	ものに当たる	2	1	1		4
	転倒する	2	2	2		6
	衝突する	4	3	1		8
	転落する	4	2			6
	指を切断する		1			1
	挟まれる	1				1
	その他		5	1		6
授業終了後 の 特定時間中	ものが当たる	5		1		6
	ものに当たる	1				1
	転倒する	2		2		4
	衝突する		2			2
	転落する	1		1		2
	指を切断する		1			1
	挟まれる	1		1		2
	その他		1	1		2
合 計		70	35	15	0	120

事例No.299～418

☆休憩時間中での事故防止の留意点☆

休憩時間中での事故は、運動を伴うものや不注意によるものなど、多岐にわたる。留意点については、「I 学校生活における死亡事故防止の留意点」で掲載している。

3 通学中の事故

通学（登校・下校）中での発生状況別（平成16年度）

事故	学校種別		小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	計	
登校中	徒歩	転倒する	2				2	
		転倒する	1	2	15		18	
	自転車	衝突する		1			1	
		転落する				1	1	
		ものに当たる				1	1	
	原動機付自転車	衝突する				1	1	
下校中	徒歩	転倒する	2				2	
		ものに当たる	2				2	
		動物にかまれる	2				2	
		その他			1	1	2	
	自転車	転倒する			4	16	1	21
		衝突する				1		1
		転落する			1	2		3
	原動機付自転車	衝突する				1		1
	鉄道	はねられる				1		1
	合 計			9	9	40	1	59

事例No.419～476、525

☆通学中での事故防止の留意点☆

○自転車乗用中の事故－自転車による事故をみると、特に、高等学校で事故が多いのは、学校への自転車通学が許可されるためや、通学距離が長くなるため事故が多くなるからと考えられる。事故を防止するためには、①児童生徒に交通法規を遵守させること、②運転技術を高めること、③自転車乗用中には危険な行動をとらないこと、④自転車に乗るのに必要な道路標識、表示を理解できるように指導すること、⑤自転車の安全点検を実施すること、などの安全指導の徹底が強く望まれる。事故防止のための安全技術としては、①考え事をしながらの走行をしない、②路上での競争をしない、③進路の急変をしない、④急制動をしない、⑤手の合図と確認を十分にすること、⑥下り坂でスピードを出さない、⑦追い付こうと無理をしない、⑧運転中に手に荷物を持たない、⑨夜間は目立つ服装を身に付けることである。

○自動二輪車、原動機付自転車による事故－自動二輪車、原動機付自転車の事故に関する安全管理と指導の基本としては、通学に利用する場合は、学校と家庭が十分に連絡をとり、安全な通学路を定め、時間的に余裕をもって登校し、心理的動揺をもたらす要因を除去することが必要である。自動二輪車、原動機付自転車の事故を防止するためには、高等学校において交通安全教育と交通安全指導を徹底するとともに、免許所有者に対して二輪車の実技指導や講習会を定期的実施して、生徒に対して安全運転者としての意識の高揚を図ることが必要である。高校生が二輪車を運転するにあたって大切なことは、①人命の尊さを知る、②交通規則を守る、③注意力を集中する、④ゆずり合いの気持ちを持つ、⑤心身の状態を良好にする、⑥運転技術を過信しないことである。

○電車利用中の事故－小学校や中学校での電車利用時の事故は少ないと思われるが、高等学校になると通学距離が遠くなるため、電車の利用による通学者が多くなる。特に、電車事故では、ホームからの転落やデッキ付近での事故がよくある。電車利用者に対しては、通学時の電車利用に関する安全指導を行って徹底するようにする。また、危険な行動は、絶対とらないよう指導しなければならない。